

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十六号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（各所長への共通委任） 第五条（略） 一―十五（略） 十六 収入の通知並びに令達予算の範囲内における支出の原因となる契約その他の行為（予定価格が七千万円以上の物品の購入に関する事務並びに本庁（広島県行政組織規則第二条第二項に規定する本庁をいう。以下この号及び次号において同じ。）において一括して行う契約に関する事務及び本庁において電子入札により締結する契約に関する事務を除く。）及び支出命令（旅費システムにより処理する切符等に係るものを除く。）</p> <p>十六の二 関係総務事務所に令達された予算の範囲内における当該機関の所掌に係る支出の原因となる契約その他の行為（予定価格が七千万円以上の物品の購入に関する事務並びに本庁において一括して行う契約に関する事務、本庁において電子入札により締結する契約に関する事務及び総務事務所に属するものを除く。）及び旅費システムにより処理する支出命令（切符等に係るものを除く。）</p> <p>十七（略） 十八 物品の取得（予定価格が七千万円以上の物品の購入を除く。）及び予定価格が七千万円未満の物品の処分並びに物品及び占有動産の管理及び出納通知 一九―二十三（略） 2・3（略） 第八条（厚生環境事務所長への委任） 第八条（略） 一―十七及び十八（略） 十九（略） （一）第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条（第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条</p>	<p>（各所長への共通委任） 第五条（略） 一―十五（略） 十六 収入の通知並びに令達予算の範囲内における支出の原因となる契約その他の行為（本庁（広島県行政組織規則第二条第二項に規定する本庁をいう。以下この号及び次号において同じ。）において一括して行う契約に関する事務及び本庁において電子入札により締結する契約に関する事務を除く。）及び支出命令（旅費システムにより処理する切符等に係るものを除く。）</p> <p>十六の二 関係総務事務所に令達された予算の範囲内における当該機関の所掌に係る支出の原因となる契約その他の行為（本庁において一括して行う契約に関する事務、本庁において電子入札により締結する契約に関する事務及び総務事務所に属するものを除く。）及び旅費システムにより処理する支出命令（切符等に係るものを除く。）</p> <p>十七（略） 十八 物品の取得及び処分並びに物品及び占有動産の管理及び出納通知 一九―二十三（略） 2・3（略） 第八条（厚生環境事務所長への委任） 第八条（略） 一―十七及び十八（略） 十九（略） （一）第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条（第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条</p>

の三十六第二項において準用する場合を含む。)、第十二条第三項(第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。)、第十七条の五第一項、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第二項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項、第十八条の十七第一項及び第二項、第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項並びに第十八条の三十第一項の規定による届出の受理

(二) 第九条、第十七条の八、第十八条の八及び第十八条の三十一の規定による計画の変更及び廃止の命令

(三) (略)

(四) 第十条第二項(第十七条の十三第一項、第十八条の十三第一項及び第十八条の三十六第一項において準用する場合を含む。)(五)の規定による実施の制限期間の短縮

(五) (略)

置命令

第十八条の十八第一項の規定による措置命令

第十八条の十八第二項の規定による計画の変更命令

第十八条の二十一の規定による作業基準適合命令及び作業の一時停止命令

第十八条の三十四第一項の規定による施設の改善の勧告並びに使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置の勧告

第十八条の三十四第二項の規定による措置命令

第二十二(略)

第二十六(略)

第二十七(略)

(一) (略)

第九条第七項の規定による欠格要件に係る届出の受付

(略)

第二十八(略)

第三十九(略)

第四号四、第九号五及び六、第十一号七及び九、第十九号(三)、(五)、(六)、(八)、(十)から(十二)まで及び(十三)、第二十号(一)、(三)及び(五)、第二十一号(一)、(三)、(五)及び(六)、第二十二号(三)及び(六)、第二十三号九及び(十)、第二十四号(一)、(三)、(七)、(十)、(十二)、(十三)、(十四)、(十六)、(十七)、(十八)、(十九)及び(二十)、第二十五号(三)、第二十七号(六)、(七)、(八)、(九)、(十)、(十一)、(十二)、(十三)、(十四)、(十五)、(十六)、(十七)、(十八)、(十九)及び(二十)号(一)、(三)、(五)及び(六)、第二十八号(八)、第三十二号(五)並びに第三十三号四及び(六)

の三十一第二項において準用する場合を含む。)、第十二条第三項(第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項において準用する場合を含む。)、第十七条の五第一項、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第二項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項、第十八条の十五第一項及び第二項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項の規定による届出の受理

(二) 第九条、第十七条の八、第十八条の八及び第十八条の二十六の規定による計画の変更及び廃止の命令

(三) (略)

(四) 第十条第二項(第十七条の十三第一項、第十八条の十三第一項及び第十八条の三十一第一項において準用する場合を含む。)(五)の規定による実施の制限期間の短縮

(五) (略)

更命令

第十八条の十六の規定による計画の変更命令

第十八条の十九の規定による作業基準適合命令及び作業の一時停止命令

第十八条の二十九第一項の規定による施設の改善の勧告並びに使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置の勧告

第十八条の二十九第二項の規定による措置命令

第二十二(略)

第二十六(略)

第二十七(略)

(一) (略)

第九条第七項の規定による欠格要件に係る届出の受付

(略)

第二十八(略)

第三十九(略)

第四号四、第九号五及び六、第十一号七及び九、第十九号(一)、(三)、(五)、(六)、(八)、(十)から(十二)まで及び(十三)、第二十号(一)、(三)及び(五)、第二十一号(一)、(三)、(五)及び(六)、第二十二号(三)及び(六)、第二十三号九及び(十)、第二十四号(一)、(三)、(七)、(十)、(十二)、(十三)、(十四)、(十六)、(十七)、(十八)、(十九)及び(二十)、第二十五号(三)、第二十七号(六)、(七)、(八)、(九)、(十)、(十一)、(十二)、(十三)、(十四)、(十五)、(十六)、(十七)、(十八)、(十九)及び(二十)号(一)、(三)、(五)及び(六)、第二十八号(八)、第三十二号(五)並びに第三十三号四及び(六)

(保健所長への委任)

第九条 (略)

一十九 (略)

二十 (略)

(一) (五) (略)

(六) 第六十一条第一項(第六十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査及び収去

二十の二八十八 (略)

八十九 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(農林水産局の所掌に属するもの及びと畜場等に係るものを除く。)

(一) 第十五条第二項の規定による輸出証明書

(二) 第十七条第二項の規定による適合施設

(三) 第十七条第四項の規定による適合施設

(四) 第十七条第五項の規定による適合施設

(五) 第三十八条第二項の規定による第十五

条第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第二項の規定により認定を受けた適合施設の設置者等に対する必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出の要求又はこれらの者の事業所等への立入調査若しくは従業者への質問

(六) 第三十八条第五項の規定による第十五条第二項の規定により輸出証明書の発行を受けた者又は第十七条第二項の規定により認定を受けた適合施設の設置者等に対する輸出証明書の発行の取消し

九十 (略)

第一号(五)、(七)、(九)から(三)まで、(四)及び(六)第四号(六)、第六号(一)及び(七)、第八号(一)及び(五)、第九号(二)及び(三)、第十六号(五)、第十八号の三(二)及び(三)、第二十号(三)、(七)、(十)及び(四)、第五十一号(三)、(五)、(六)及び(八)、第五十二号(三)、第五十九号(六)、(七)、(九)から(三)まで、(四)、(五)、(六)及び(八)、第六十四号(四)、(五)及び(六)、第六十七号(三)、第七十三号(三)から(五)まで、(六)から(八)まで、(九)、(十)及び(十一)、第七十六号(三)から(五)まで、第七十七号(十)、第七十九号(四)及び(七)、第八十一号(五)、(七)及び(八)、第八十三号(五)、(七)から(十)まで及び(四)並びに第八十五号(一)並びに第八十九号(六)

九十一 (略)

(食肉衛生検査所長への委任)

(保健所長への委任)

第九条 (略)

一十九 (略)

二十 (略)

(一) (五) (略)

(六) 第六十一条第一項の規定による立入検査及び収去

二十の二八十八 (略)

八十九 (略)

第一号(五)、(七)、(九)から(三)まで、(四)及び(六)第四号(六)、第六号(一)及び(七)、第八号(一)及び(五)、第九号(二)及び(三)、第十六号(五)、第十八号の三(二)、第二十号(三)、(七)、(十)及び(四)、第五十一号(三)、(五)、(六)及び(八)、第五十二号(三)、第五十九号(六)、(七)、(九)、(十)、(十二)、(十三)から(三)まで、(四)、(五)、(六)及び(八)、第六十四号(四)、(五)及び(六)、第六十七号(三)、第七十三号(三)から(五)まで、(六)から(八)まで、(九)、(十)及び(十一)、第七十六号(三)から(五)まで、第七十七号(十)、第七十九号(四)及び(七)、第八十一号(五)、(七)及び(八)、第八十三号(五)、(七)から(十)まで及び(四)並びに第八十五号(一)

九十一 (略)

(食肉衛生検査所長への委任)

第十条 (略)

一 (略)

二 (略)

(一) (略)

(二) 第六条第一項の規定による変更の許可

(第十六条第二項に規定する認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。)

(三) 第六条第二項の規定による軽微な変更の届出の受理 (第十六条第二項に規定する認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。)

(四) 第七条第二項の規定による食鳥処理業者の地位の承継の届出 (第十六条第二項に規定する認定小規模食鳥処理業者に係るものに限る。)

三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 (平成二年厚生省令第四十号) 第四条第四項に規定する食鳥検査員による検査又は試験

(五) (略)

四 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 (令和元年法律第五十七号) に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの (食鳥処理場に係るものに限る。)

(一) 第十五条第二項の規定による輸出証明書

(二) 第十七条第二項の規定による適合施設

(三) 第十七条第四項の規定による適合施設

(四) 第十七条第五項の規定による適合施設

(五) 第三十八条第二項の規定による報告若

しくは質問

(六) 第三十八条第五項の規定による輸出証

明書の発行の取消し

五 本条中の事務のうち、次に掲げるものに係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与

第一号(一)、第二号(五)、(六)、(八)及び(九)並びに前号(六)

(農林水産事務所長への委任)

第十三条 次に掲げる事務は、農林水産事務所長に委任する。ただし、第十六号(六)、(七)、(九)から(九)まで、(十)から(十)まで及び(十一)から(十一)まで (土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第百条の二に係るもの並びに同法第七号第五項及び第四十七号第一項を準用するものを除く。)並びに第五十五号に掲げる事務については広島県東部農林水産事務所長を、第四号、第十号から第十五号まで及び第二十四号から第二十六号までに掲げる事務について

第十条 (略)

一 (略)

二 (略)

(一) (略)

(二) (略)

三 本条中の事務のうち、次に掲げるものに係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与

第一号(二)並びに前号(二)、(三)、(五)及び(十)

(農林水産事務所長への委任)

第十三条 次に掲げる事務は、農林水産事務所長に委任する。ただし、第十六号(六)、(七)、(九)から(九)まで、(十)から(十)まで及び(十一)から(十一)まで (土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第百条の二に係るもの並びに同法第七号第五項及び第四十七号第一項を準用するものを除く。)並びに第五十五号に掲げる事務については広島県東部農林水産事務所長を、第四号、第十号から第十五号まで及び第二十四号から第二十六号までに掲げる事務について

は広島県北部農林水産事務所長を除き、第二十九号(一)から(三)まで、第三十一号から第三十三号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十二号及び第五十三号に掲げる事務については広島県西部農林水産事務所長に、第三十九号(七)から(十)まで及び(四)から(六)まで、第四十一号、第四十二号(一)、(二)、(六)から(三)まで、第四十三号、第四十四号並びに第五十一号に掲げる事務については広島県北部農林水産事務所長に、第五十四号に掲げる事務については広島県東部農林水産事務所長に限る。

一 (略)
二 農業人材力強化総合支援事業実施要綱及び新規就農者確保加速化対策実施要綱に基づく研修計画の承認(準備型のうち、県全域を対象とする)と知事が認めた研修機関が行う研修を除く研修に限る。)

二の二―二十八 (略)
二十八の二 (略)

(一) 第八条第一項の規定による許可及び同条第三項の規定による協議

(三) (略)

(四) 第九条第二項の規定による変更命令

(五) 第十条第二項の規定による遵守命令

(六) 第十八条第一項及び第二項の規定による報告徴収及び立入調査

(七) 第十八条第三項の規定による占有者への通知

(八) 第十八条第八項の規定による市町長への協力要請

二十九―六十八 (略)

六十九 (略)

第十号(三)、第十二号(八)及び(九)、第十六号(五)及び(六)、第十七号(三)及び(四)、第二十四号(四)、(五)及び(六)、第二十七号(一)及び(五)、第二十八号の二(四)及び(五)、第二十九号(三)、(八)及び(九)、第三十五号(八)、(五)及び(六)、第三十七号(七)、(八)、(五)及び(六)、第三十九号(一)、(四)、(五)及び(六)並びに第四十九号(三)及び(四) 七十 (略)

(建設事務所長への委任)

第十六条 (略)

一―八十五 (略)

八十六 (略)

(一) (六) 第三十五条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び第三十六条第二項において準用する第三十五条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定

(二) 第三十五条第三項(第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事に対する通知

は広島県北部農林水産事務所長を除き、第三十号(一)から(三)まで、第三十二号から第三十四号まで、第四十九号から第五十一号まで、第五十三号及び第五十四号に掲げる事務については広島県西部農林水産事務所長に、第四十号(七)から(十)まで及び(四)から(六)まで、第四十二号、第四十三号(一)、(二)、(六)から(三)まで、第四十四号、第四十五号並びに第五十二号に掲げる事務については広島県北部農林水産事務所長に、第五十五号に掲げる事務については広島県東部農林水産事務所長に限る。

一 (略)
二 農業人材力強化総合支援事業実施要綱に基づく研修計画の承認(準備型のうち、県全域を対象とする)と知事が認めた研修機関が行う研修を除く研修に限る。)

二の二―二十八 (略)
二十八の二 (略)

(一) 第八条第一項の規定による許可の申請の受付

(三) (略)

二十九―六十八 (略)
六十九 (略)

第十号(三)、第十二号(八)及び(九)、第十六号(五)及び(六)、第十七号(三)及び(四)、第二十四号(四)、(五)及び(六)、第二十七号(一)及び(五)、第二十九号(三)、(八)及び(九)、第三十五号(八)、(五)及び(六)、第三十七号(七)、(八)、(五)及び(六)、第三十九号(一)、(四)、(五)及び(六)並びに第四十九号(三)及び(四) 七十 (略)

(建設事務所長への委任)

第十六条 (略)

一―八十五 (略)

八十六 (略)

(一) (六) 第三十条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び第三十一条第二項において準用する第三十条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定

(二) 第三十条第三項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事に対する通知

- (三) 第三十七条の規定による報告の徴収
- (四) 第三十八条の規定による改善命令
- (五) 第三十九条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し
- (六) ギー消費性能に係る認定の取消し
- (七) 第四十一条第二項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定
- (八) 第四十二条の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の取消し
- (九) 第四十三条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (十) 第八十六の二―百三 (略)
- (十一) 第八十六の二―百三 (略)

- (一) 第七條第二項並びに第八條第二項及び第三項の規定による係留保管施設等の届出の受付（広島港湾振興事務所長への委任に係るものを除く。（二）及び（三）において同じ。）
- (二) 第八條第一項の規定による届出事項の変更の届出の受付
- (三) 第九條の規定による係留保管施設等における係留保管の終了の届出の受付
- (四) 第十三條の規定による重点放置禁止区域内の放置等に対する指導等
- (五) 第十五條第一項及び第二項の規定による所有者等が不明の場合の移動及び保管
- (六) 第十五條第四項の規定によるプレジャーボートの売却及び売却代金の保管
- (七) 第十六條の規定による重点放置禁止区域外の放置に対する指導
- (八) 第十七條第一項の規定による立入検査
- (九) 百五―百九 (略)
- (十) 百十 (略)

- 第一号四及び五、第二号六、九及び十、第四号一、八から十まで、十三、十四、十五から二十まで及び二十一（道路法第四十条第二項、第四十四条第四項、第四十八条第二項、同条第四項、第七十一条第一項及び同条第二項に係るものに限る。）、第七号九から十まで及び十一、第十四号二、三、十及び十一、第十五号六、第二十六号五、七、九及び十、第三十四号三、七及び八、第四十号四、五、九及び十、第四十六号一及び四から六まで、第五十号一及び五、第五十二号五及び七、第五十五号四、第五十六号四、第五十八号六、第六十号三から五まで及び七、第六十二号四、第六十三号四、第八十号三及び四、第八十五号一、八及び九、第八十六号六、十、十一、十二、十三、十四、十五及び十六（命令に係るものに限る。）、第八十七号二、第九十六号三及び四並びに第九十六号二、五及び八、百十一 (略)
- 第二十号（普通河川等保全条例第四条及び第六条の規定による処分に限る。）、第二十四号三、第二十九号六及び八、第三十

- (三) 第三十二条の規定による報告の徴収
- (四) 第三十三条の規定による改善命令
- (五) 第三十四条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し
- (六) ギー消費性能に係る認定の取消し
- (七) 第三十六条第二項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定
- (八) 第三十七条の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の取消し
- (九) 第三十八条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (十) 第八十六の二―百三 (略)
- (十一) 第八十六の二―百三 (略)

- (一) 第十二條の規定による重点放置禁止区域内の放置に対する指導等
- (二) 第十四條第一項及び第二項の規定による所有者等が不明の場合の移動及び保管
- (三) 第十四條第四項の規定によるプレジャーボートの売却及び売却代金の保管
- (四) 第十五條の規定による重点放置禁止区域外の放置に対する指導
- (五) 第十六條第一項の規定による立入検査
- (六) 百五―百九 (略)
- (七) 百十 (略)

- 第一号四及び五、第二号六、九及び十、第四号一、七から九まで、十二、十三、十四、十五から二十まで及び二十一（道路法第四十条第二項、第四十四条第四項、第四十八条第二項、同条第四項、第七十一条第一項及び同条第二項に係るものに限る。）、第七号九から十まで及び十一、第十四号二、三、十及び十一、第十五号六、第二十六号五、七、九及び十、第三十四号三、七及び八、第四十号四、五、九及び十、第四十六号一及び四から六まで、第五十号一及び五、第五十二号五及び七、第五十五号四、第五十六号四、第五十八号六、第六十号三から五まで及び七、第六十二号四、第六十三号四、第八十号三及び四、第八十五号一、八及び九、第八十六号六、十、十一、十二、十三、十四、十五及び十六（命令に係るものに限る。）、第八十七号二、第九十六号三及び四並びに第九十六号二、五及び八、百十一 (略)
- 第二十号（普通河川等保全条例第四条及び第六条の規定による処分に限る。）、第二十四号三、第二十九号六及び八、第三十

七号(二)、四及び(十)、第四十三号(広島県営さん橋待合所広告物掲出規則第十条第一項及び第十二条第一項の規定による処分に限る。)、第四十八号(七)、第九十七号(二)並びに第四百号(四)

(広島港湾振興事務所長への委任)
第十七条 (略)

一―二十三 (略)

二十四 (略)

(一) 第七条第二項並びに第八条第二項及び第三項の規定による係留保管施設等の届出の受付(県の管理する港湾区域又は漁港区域の水域に当該水域の占用許可を受けて係留保管する場合に限る。)(二)及び(三)において同じ。)

(二) 第八条第一項の規定による届出事項の変更の届出の受付

(三) 第九条の規定による係留保管施設等における係留保管の終了の届出の受付

(四) 第十三条の規定による重点放置禁止区域内の放置等に対する指導等

(五) 第十五条第一項及び第二項の規定による所有者等が不明の場合の移動及び保管

(六) 第十五条第四項の規定によるプレジャーボートの売却及び売却代金の保管

(七) 第十六条の規定による重点放置禁止区域外の放置に対する指導

(八) 第十七条第一項の規定による立入検査

二十五―二十七 (略)

二十八 (略)

第三号(二)、第七号(六)及び(八)、第九号の四(五)及び(六)、第十一号(二)、四、(十)のうち許可の取消し及び(七)、第十四号(広島県営さん橋待合所広告物掲出規則第十条第一項及び第十二条第一項の規定による処分に限る。)

(総合技術研究所長への委任)
第二十四条の三 (略)

一・二 (略)

三 ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例(平成二十六年広島県条例第十一号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による設備の利用許可

(二) 第五条第五項の規定による使用料等(別表第一に定めるものを除く。)(三)の分納又は後納(ひろしま産学共同研究拠点管理規則(平成二十六年広島県規則第四十二号。以下「産学共同研究拠点管理規則」という。)) 第九条第一項第一号の規定

によるものを除く。)(四) 第五条第六項の規定による使用料等(別表第一に定めるものを除く。)(五)の減免

七号(二)、四及び(九)、第四十三号(広島県営さん橋待合所広告物掲出規則第十条第一項及び第十二条第一項の規定による処分に限る。)、第四十八号(十)、第九十七号(二)並びに第四百号(一)

(広島港湾振興事務所長への委任)
第十七条 (略)

一―二十三 (略)

二十四 (略)

(一) 第十二条の規定による重点放置禁止区域内の放置に対する指導等

(二) 第十四条第一項及び第二項の規定による所有者等が不明の場合の移動及び保管

(三) 第十四条第四項の規定によるプレジャーボートの売却及び売却代金の保管

(四) 第十五条の規定による重点放置禁止区域以外の放置に対する指導

(五) 第十六条第一項の規定による立入調査

二十五―二十七 (略)

二十八 (略)

第三号(二)、第七号(六)及び(八)、第九号の四(五)及び(六)、第十一号(二)、四、(九)のうち許可の取消し及び(七)、第十四号(広島県営さん橋待合所広告物掲出規則第十条第一項及び第十二条第一項の規定による処分に限る。)

(総合技術研究所長への委任)
第二十四条の三 (略)

一・二 (略)

三 ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例(平成二十六年広島県条例第十一号)第四条の規定による設備の利用許可

<p>(産学共同研究拠点管理規則第十条第一項第二号の規定によるものを除く。)に關すること</p> <p>四 産学共同研究拠点管理規則に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一)五 (略)</p> <p>五 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第二号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第八条第四項の規定による使用料等の分納又は後納(広島県総合技術研究所の設備の利用等に関する規則(平成十九年広島県規則第三十八号。以下「設備の利用等に関する規則」という。)) 第十条第一項第二号の規定によるものを除く。)に關すること。</p> <p>(二) 第八条第五項の規定による使用料等の減免(設備の利用等に関する規則第十一条第一項第二号の規定によるものを除く。)に關すること。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第十三条、第十六条及び第十七条の規定の適用については、平成三十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第十三条第五十九号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第六十二号(二)中「五千万円」とあるのは「一億円」と、第十六条第六十八号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第七十二号(三)中「五千万円」とあるのは「一億円」と、第十七条第十七号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第十八号(二)中「五千万円」とあるのは「一億円」とする。</p> <p>4 第十六条及び第十七条の規定の適用については、令和四年三月三十一日までは、第十六条第七十七号(一)及び第十七条第二十三号(一)中「一億五千万円」とあるのは「三億円」とする。</p>	<p>四 ひろしま産学共同研究拠点管理規則(平成二十六年広島県規則第四十二号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一)五 (略)</p> <p>五 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第二号) 第八条第五項の規定による使用料等の減免に關すること。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第十三条、第十六条及び第十七条の規定の適用については、平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間、第十三条第五十九号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第六十二号(二)中「五千万円」とあるのは「一億円」と、第十六条第六十八号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第七十二号(三)中「五千万円」とあるのは「一億円」と、第十七条第十七号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第十八号(二)中「五千万円」とあるのは「一億円」とする。</p> <p>4 第十六条及び第十七条の規定の適用については、令和三年三月三十一日までは、第十六条第七十七号(一)及び第十七条第二十三号(一)中「一億五千万円」とあるのは「三億円」とする。</p>
--	--

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保健所長への委任)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>一―十五 (略)</p> <p>十六 (略)</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 第二十六条第一項(第六十八条にお</p>	<p>(保健所長への委任)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>一―十五 (略)</p> <p>十六 (略)</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 第二十六条第一項の規定(第六十二</p>

て準用する場合を含む。)の規定による食品、添加物等の検査命令

(三) 第二十八条第一項(第六十八条において準用する場合を含む。)の規定による報告の要求、臨検検査及び収去(と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第三条第二項に規定すると畜場及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第二条第六号に規定する食鳥処理場(以下「と畜場等」という。)に係るものを除く。)

(四) 第三十条第二項(第六十八条において準用する場合を含む。)の規定による営業の施設等の監視及び指導

(五) (略)

(六) 第五十五条から第六十一条までの規定(第六十八条において準用する場合を含む。)による営業の許可、許可営業者の地位の承継の届出の受理、営業の届出の受理、食品等の回収の届出の受理、許可の取消し、禁止、停止及び食品、添加物等の廃棄その他の措置命令並びに施設の改善命令(と畜場等に係る食品、添加物等の廃棄その他の措置命令を除く。)

十六の二 食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第七十一条の規定による申請又は届出内容の変更の届出の受理

(二) 第七十一条の規定による廃業届の受理

十六の三 食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令(令和元年内閣府、厚生労働省令第十一号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第三条の規定による食品等の回収の届出事項の変更の届出の受理

(二) 第四条の規定による食品等の回収の終了の届出の受理

(三) 第五条の規定による食品等の回収の報告

十七 (略)

(一)・(二) (略)

十八・十八の二 (略)

十八の三 (略)

(一)・(四) (略)

(五) 第十条の二の規定による回収の届出の受理(食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(平成二十七

において準用する場合を含む。)による食品、添加物等の検査命令

(三) 第二十八条第一項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による報告の要求、臨検検査及び収去(と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第三条第二項に規定すると畜場及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第二条第六号に規定する食鳥処理場(以下「と畜場等」という。)に係るものを除く。)

(四) 第三十条第二項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による営業の施設等の監視及び指導

(五) (略)

(六) 第五十二条から第五十六条までの規定(第六十二条において準用する場合を含む。)による営業の許可、許可営業者の地位の承継の届出の受理、許可の取消し、禁止、停止及び食品、添加物等の廃棄その他の措置命令並びに施設の改善命令(と畜場等に係る食品、添加物等の廃棄その他の措置命令を除く。)

十六の二 食品衛生法の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号) 附則第九条の規定による届出の受理

十六の三 食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)第七十一条の規定による申請内容の変更の届出の受理

十六の四 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正する条例(令和二年広島県条例第十六号) 附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例(平成十二年広島県条例第十一号)別表第一第七号ロからニまで及び第八号ロの規定による報告の受付

十七 (略)

(一)・(二) (略)

(三) 第十五条の規定による営業の廃止届の受理

十八・十八の二 (略)

十八の三 (略)

(一)・(四) (略)

<p>年政令第六十八号) 第七条第一項第七号の規定により都道府県知事が行うこととされているものに限る。)</p> <p>(六) (略)</p> <p>十九一七十二 (略)</p> <p>七十三 (略)</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 第六条の二第一項の規定による地域連携薬局の認定の申請の受付</p> <p>(四) 第六条の三第一項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の申請の受付</p> <p>(五) (略)</p> <p>七十四一八十九 (略)</p> <p>九十 (略)</p> <p>第一号(五)、(七)、(八)から(十)まで、(四)及び(六)、第四号(六)、第六号(一)及び(七)、第八号(一)及び(五)、第九号(二)及び(三)、第十六号(六)、第十八号の三(二)及び(三)、第二十号(三)、(七)、(十)及び(四)、第五十一号(三)、(五)、(六)及び(八)、第五十二号(三)、第五十九号(六)、(七)、(八)、(九)から(三)まで、(四)、(五)、(六)及び(七)、第六十四号(四)、(五)及び(六)、第六十七号(三)、第七十三号(三)から(五)まで、(四)から(六)まで、(四)、(五)及び(六)、第七十六号(四)から(六)まで、第七十七号(十)、第七十九号(四)及び(七)、第八十一号(五)、(七)及び(八)、第八十三号(五)、(七)から(十)まで及び(四)、第八十五号(一)並びに第八十九号(六)</p> <p>九十一 (略)</p>	<p>(五) (略)</p> <p>十九一七十二 (略)</p> <p>七十三 (略)</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>七十四一八十九 (略)</p> <p>九十 (略)</p> <p>第一号(五)、(七)、(八)から(十)まで、(四)及び(六)、第四号(六)、第六号(一)及び(七)、第八号(一)及び(五)、第九号(二)及び(三)、第十六号(六)、第十八号の三(二)及び(三)、第二十号(三)、(七)、(十)及び(四)、第五十一号(三)、(五)、(六)及び(八)、第五十二号(三)、第五十九号(六)、(七)、(八)、(九)から(三)まで、(四)、(五)、(六)及び(七)、第六十四号(四)、(五)及び(六)、第六十七号(三)、第七十三号(三)から(五)まで、(四)から(六)まで、(四)、(五)及び(六)、第七十六号(四)から(六)まで、第七十七号(十)、第七十九号(四)及び(七)、第八十一号(五)、(七)及び(八)、第八十三号(五)、(七)から(十)まで及び(四)、第八十五号(一)並びに第八十九号(六)</p> <p>九十一 (略)</p>
--	---

第三条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保健所長への委任)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>一一七十二 (略)</p> <p>七十三 (略)</p> <p>(一)・(四) (略)</p> <p>(五) 第七条第四項ただし書(第十七条第四項(薬局製造販売医薬品に係る製造業者(以下「薬局製造業者」という。))に限る。))において準用する場合を含む。)の規定による薬局の管理者に関する許可</p> <p>(六) (九) (略)</p> <p>(十) 第十二条第四項の規定による医薬品等の製造販売業の許可の更新(薬局製造販売業者に限る。)</p> <p>(十一) (略)</p> <p>(十二) 第十三条第四項の規定による医薬品等の製造業の許可の更新(薬局製造業者に限る。)</p>	<p>(保健所長への委任)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>一一七十二 (略)</p> <p>七十三 (略)</p> <p>(一)・(四) (略)</p> <p>(五) 第七条第三項ただし書(第十七条第四項(薬局製造販売医薬品に係る製造業者(以下「薬局製造業者」という。))に限る。))において準用する場合を含む。)の規定による薬局の管理者に関する許可</p> <p>(六) (九) (略)</p> <p>(十) 第十二条第二項の規定による医薬品等の製造販売業の許可の更新(薬局製造販売業者に限る。)</p> <p>(十一) (略)</p> <p>(十二) 第十三条第三項の規定による医薬品等の製造業の許可の更新(薬局製造業者に限る。)</p>

(三) 第十三条第七項の規定による書面調査又は実地調査（薬局製造業者に限る。）
(四) 第十三条第八項の規定による製造業の許可の区分の変更又は追加の許可（薬局製造業者に限る。）

(五) 第十四条第十五項の規定による医薬品等の製造販売の変更承認（薬局製造販売業者に限る。）
(六) 第十四条第十六項の規定による医薬品等の製造販売承認事項の軽微な変更の届出の受付（薬局製造販売業者に限る。）

(七) 第二十八条第四項ただし書の規定による店舗販売業の店舗管理者に係る許可
(八) 第三十五条第四項ただし書の規定による卸売販売業の医薬品営業所管理者に係る許可

(九) 第三十九条第六項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の更新
(十) 第四十条の五第六項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新

(十一) 第六十九条第一項から第三項まで及び第六項の規定による報告の徴取、立入検査及び収去（配置販売業に係るものを除き、厚生労働大臣又は知事が許可、登録又は承認した医薬品等の製造販売業者及び製造業者等については、薬局製造販売業者及び薬局製造業者に限る。）
(十二) 第七十二条の五第一項の規定による違反広告に係る措置命令等（公示を除く。）

七十四 (略)

(一) 第二条の二の規定による薬局開設の許可証の交付
(二) 第二条の三第一項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付
(三) 第二条の四第一項の規定による薬局開設の許可証の再交付
(四) 第二条の四第三項の規定による返納された許可証の受領
(五) 第二条の五の規定による返納された許可証の受領
(六) 第二条の六の規定による許可台帳の作成
(七) 第二条の十三の規定による取扱処方箋数の届出の受付

七十五 九十一 (略)

(三) 第十三条第五項の規定による書面調査又は実地調査（薬局製造業者に限る。）
(四) 第十三条第六項の規定による製造業の許可の区分の変更又は追加の許可（薬局製造業者に限る。）

(五) 第十四条第十三項の規定による医薬品等の製造販売の変更承認（薬局製造販売業者に限る。）
(六) 第十四条第十四項の規定による医薬品等の製造販売承認事項の軽微な変更の届出の受付（薬局製造販売業者に限る。）

(七) 第二十八条第三項ただし書の規定による店舗販売業の店舗管理者に係る許可
(八) 第三十五条第三項ただし書の規定による卸売販売業の医薬品営業所管理者に係る許可

(九) 第三十九条第四項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の更新
(十) 第四十条の五第四項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新

(十一) 第六十九条第一項から第三項まで及び第五項の規定による報告の徴取、立入検査及び収去（配置販売業に係るものを除き、厚生労働大臣又は知事が許可、登録又は承認した医薬品等の製造販売業者及び製造業者等については、薬局製造販売業者及び薬局製造業者に限る。）
(十二) 第七十二条の五第一項の規定による中止等措置命令

七十四 (略)

(一) 第一条の四の規定による薬局開設の許可証の交付
(二) 第一条の五第一項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付
(三) 第一条の六第一項の規定による薬局開設の許可証の再交付
(四) 第一条の六第三項の規定による返納された許可証の受領
(五) 第一条の七の規定による返納された許可証の受領
(六) 第一条の八の規定による許可台帳の作成
(七) 第二条の規定による取扱処方箋数の届出の受付

七十五 九十一 (略)

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 令和三年四月一日
- 二 第二条の規定 令和三年六月一日
- 三 第三条の規定 令和三年八月一日